

告 示

埼玉県告示第千三百九十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、平成二十九年十二月十九日付けで、次のとおり免許を取り消した。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
拓産住宅販売株式会社	齋藤智	埼玉県川越市大袋新田一 二番地五グラートビル 一〇一